



# 熊本県公報

## 目次

告示	あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定	(市町村総室)	一
" "	" "	( " )	一
" "	" "	( " )	一
貸金業の規制等に関する法律の規定による登録の取消し		(経営金融課)	二
生活保護法第四十九条の規定による医療機関の指定		(医療福祉課)	二
生活保護法による指定医療機関の変更		( " )	二
生活保護法による指定医療機関の廃止		( " )	三
県道の路線認定の一部改正		(道路維持課)	三
公 告			
換地処分		(農地建設課)	三
開発行為に関する工事の完了		(建築課)	三
" "		( " )	四
" "		( " )	四
大規模小売店舗立地法に基づく届出		(商工政策課)	四
登 載 依 頼			
上益城地域保健医療推進協議会の会議の開催	(上益城地域保健医療推進協議会)		五
男女共同参画推進条例(仮称) 検討委員会の会議の開催	(男女共同参画推進条例(仮称) 検討委員会)		五
熊本県土地開発公社所有地の払下に係る一般競争入札の実施	(熊本県土地開発公社)		五

## 告 示

熊本県告示第八百二十号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第二百六十六条第一項の規定により、次のとおり決定した旨芦北町長から届出があった。

平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

あ ら た に 生 じ た 土 地	編 入 す る 字
<p>■ 芦北郡芦北町大字女島字女島(770-1・771)から同大字字坪山685を経て同大字字勝浦641に至る間の土地に隣接する県道地先公有水面埋立地</p> <p>7, 105. 53㎡</p>	<p>芦北町大字女島字女島</p> <p>芦北町大字女島字坪山</p> <p>芦北町大字女島字勝浦</p>

熊本県告示第八百二十一号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第二百六十六条第一項の規定により、次のとおり決定した旨松島町長から届出があった。

平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

あ ら た に 生 じ た 土 地	編 入 す る 字
<p>■ 天草郡松島町大字合津字御所平7913の1地先並びに7913の28、4377の13、4572の2、4572の1、4572の10、4572の11に隣接する道路地先公有水面埋立地</p> <p>1, 902. 39平方メートル</p>	<p>松島町大字合津字御所平</p>

熊本県告示第八百二十一号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法(昭和二十二年法律第

六十七号) 第九条の五第一項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第二百六十条第一項の規定により、次のとおり決定した旨松島町長から届出があった。  
平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

あ ら た に 生 じ た 土 地	松島町大字合神字御所平
天草郡松島町大字合神字御所平 6、7916の9地先並びに7914の7、7914の 17、7909の2に隣接する道路地先並びに7913の 1地先公有水面埋立地	
3,899.42平方メートル	

熊本県告示第八百二十三号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十七条第一項第一号の規定による行政処分について、同法第四十一条第一項の規定により次のとおり告示する。  
平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 被処分者

福山智広

氏名 主たる営業所等の所在地 八代市海士江町二一九三番地の二

登録番号 熊本県知事(一)第〇二〇九五号

登録年月日 平成十二年七月五日

二 行政処分の年月日

平成十三年十月十九日

三 行政処分の内容

登録の取消し

四 適用条文

貸金業の規制等に関する法律第三十七条第一項第一号

熊本県告示第八百二十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療機関を次のように指定した。

平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
六〇二〇二三八	愛甲やすらぎ 医院	医療法人 愛	人吉市駒井田町一九 五一	平成十三年 九月一日
六二〇〇〇五一	松田病院	医療法人松生会	下益城郡松橋町豊崎 一九六二一	平成十三年 九月一日
六二五〇〇一三	坂田内科医院	坂田 哲宣	玉名郡岱明町高道一 一九六一	平成十三年 九月一日
六九〇〇〇二二	牟田診療所	医療法人社団翔 洋会	天草郡姫戸町姫浦四 九九八	平成十三年 八月一日
六九〇〇〇一三	姫戸医院	医療法人社団翔 洋会	天草郡姫戸町姫浦二 五四四一六	平成十三年 九月七日

〔歯科〕

指定番号	医療機関名称	開設者	医療機関所在地	指定年月日
六二五四〇〇四	さくら歯科医 院	規工川 浩	玉名郡岱明町西照寺 二〇〇一	平成十三年 八月十四日
指定番号	薬局名称	開設者	薬局所在地	指定年月日
八六三	そつごう薬局 荒尾店	総合メディカル 株式会社	荒尾市荒尾八一三	平成十三年 九月一日

熊本県告示第八百二十五号

生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の規定により、次の指定医療機関から変更の届出があった。  
平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕	
医療機関名称	開設者
藤沢皮ふ科内科	藤沢 英彦
医療機関所在地	天草郡松島町合津三三六七
変更事項	変更年月日
旧 新	平成十三年七月十日
藤沢医院 藤沢皮ふ科 内科	

〔薬局〕	
薬局名称	開設者
あけぼの薬局	有限会社ア ン
医療機関所在地	人吉市下新町三 六二一四
変更事項	変更年月日
旧 新	平成十三年九月一日
人吉けんこ う堂薬局 あけぼの薬 局	

熊本県告示第八百二十六号  
生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十四条の規定により、次の指定医療機関から廃止の届出があつた。  
平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

〔医科〕	
医療機関名称	開設者
定永耳鼻咽喉科医院	定永 英明
医療法人愛甲産婦人科医院	医療法人愛甲 産婦人科医院
松田病院	医療法人松生 会
谷崎医院	谷崎 友寿
姫戸医院	医療法人社団 翔洋会
医療機関所在地	八代市本町二一四一三〇
人吉市駒井田町一九五一	
下益城郡松橋町豊崎一九四〇	
玉名郡南関町相谷一八一六一	
天草郡姫戸町姫浦二五四二一一	
廃止年月日	平成十三年八月三十一日
	平成十三年八月三十一日
	平成十三年八月三十日
	平成十二年三月三十一日

牟田診療所	医療法人社団 翔洋会	天草郡姫戸町姫浦四九九八	平成十三年七月三十一日
西整形外科	西 壽二	天草郡有明町大浦三六一三八	平成十三年八月三十一日

熊本県告示第八百二十七号

昭和三十五年四月一日熊本県告示第二百三十三号（県道の路線認定）の一部を次のように改正する。

平成十三年十月二十九日

小池野	波野村大字小池野	小池野	波野村大字小池野
永谷	大字新波野字永谷	永谷	大字新波野字永谷

熊本県知事 潮谷 義子

産山	産山村	産山	産山村
小池野	波野村大字小池野	小池野	波野村大字小池野

に改める。

公 告

熊本県告示第七百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉岳町長稲津俊徳から平野地区藤川工区の換地処分をした旨の届出があつた。

平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第七百三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字須屋字出口一三九六番一  
千六百二十九・二四平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市楠野町一〇九五―三  
後藤 良一

熊本県公告第七百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。  
平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
本渡市本渡町広瀬一六五八番二の一部、同一六五八番七及び同一六五八番八  
四千五百四十五・六〇平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
本渡市亀場町亀川一六五四番六  
毛利 武人

熊本県公告第七百三十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。  
平成十三年十月二十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
二 二〇二〇堂天水店  
玉名郡天水町部田見字参番二二六三
- 二 変更しようとする事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時

変更後 二十四時間

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時から午後十時まで

変更後 二十四時間

3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

変更前 午前六時から午後十時まで

変更後 二十四時間

三 変更する年月日

平成十三年十月二十日

四 変更に係る事項以外の届出事項

1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社二〇二〇堂ほか二

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

二、三四〇平方メートル

3 駐車場の収容台数

一五七台

4 駐輪場の収容台数

三〇台

5 荷さばき施設の面積

九〇平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

九八立方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数

五か所

五 届出年月日

平成十三年十月十日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工労働部商工政策課及び熊本県玉名地域振興局振興調整室

平成十三年十月二十九日から平成十四年二月二十八日まで

## 登 載 依 頼

上益城地域保健医療推進協議会公告第三号

上益城地域保健医療推進協議会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十月二十九日

上益城地域保健医療推進協議会会長 鬼 木 泰 博

## 一 開催日時

平成十三年十一月九日(金)

午後二時から午後四時まで

## 二 開催場所

上益城郡御船町辺田見三九六一

上益城地域振興局 三階会議室

## 三 議題

1 上益城地域の状況について

2 上益城地域保健医療計画について

3 救急医療専門部会報告

4 その他

## 四 傍聴者の定員

十人

## 五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

## 六 問い合わせ先

上益城郡御船町辺田見四百番地

上益城地域保健医療推進協議会事務局(熊本県御船保健所総務企画課)

(電話〇九六一二八二一〇〇一六)

熊本県男女共同参画推進条例(仮称)検討委員会公告第三号

熊本県男女共同参画推進条例(仮称)検討委員会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十月二十九日

熊本県男女共同参画推進条例(仮称)検討委員会

委員長 藤 田 光 代

## 一 開催日時

平成十三年十一月五日(月)

午前九時〇〇分から正午まで

## 二 開催場所

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁多目的AV会議室(県庁新館2F)

## 三 議題

1 熊本県男女共同参画推進条例(仮称)案について

2 その他

## 四 傍聴者の定員

十人

## 五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、委員会の委員長の許可を得たうえで、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

## 六 問い合わせ先

熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県男女共同参画推進条例(仮称)検討委員会事務局(熊本県環境生活部男女共同参画課)

(電話〇九六一三八三一一一 内線七四二二)

## 熊本県土地開発公社公告第一号

熊本県土地開発公社有財産を次のとおり売却する。

平成十三年十月二十九日

熊本県土地開発公社

理事長 黒 田 武一郎

## 一 物件の表示

熊本市戸島町三三二〇番一

雑種地 九、〇五五・二九平方メートル(実測)及び

同 所 三三六六番三

宅地 四、一七二・〇五平方メートル（実測）

二 入札期日

平成十三年十一月十四日 午後二時

三 入札場所

熊本市水前寺六丁目五番十九号 熊本県住宅供給公社ビル 三〇一号室

四 入札保証金

入札金額の百分の五以上を納入するものとする。この場合において、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手により行わなければならない。

なお、落札者が契約を締結しないときは、熊本県土地開発公社に帰属する。

五 開札期日 入札終了後即時

六 入札説明会

次の日時及び場所で行う。

日時 平成十三年十一月六日 午後二時から午後三時まで

場所 熊本市水前寺六丁目五番十九号 熊本県住宅供給公社ビル 三〇一号室

七 契約保証金

契約金額の百分の十以上を契約と同時に納入するものとする。この場合において、納入は、現金又は銀行が振り出し、若しくは支払保証した小切手により行わなければならない。

八 入札参加条件

入札参加者は、落札後の土地利用にあたって、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和四十七年六月十五日法律第六十六号）第九条第一項第一号に規定された都市計画法第四条第五項に規定する都市施設に関する事業に供すること。

九 入札参加資格

次のいずれかに該当するものは、この入札に参加できない。

当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四第二項各号に掲げる者で、当該各号に該当する事実があった後二年を経過していない者

十 入札参加申込書

入札に参加しようとする者は、次により入札参加申込書を提出しなければならない。

提出期限 平成十三年十一月十二日 午後五時まで

提出先 熊本市水前寺六丁目五番十九号 熊本県土地開発公社総務課

十一 入札に参加しようとする者は、十の入札参加申込書のほか次に掲げる書類を提出しなければならない。

1 個人の場合

市町村発行の身元証明書、住民票及び印鑑証明書

2 法人の場合

法人登記簿謄本及び印鑑証明書

3 1又は2の代理人が参加する場合

1又は2に掲げる書類、委任状及び代理人の印鑑証明書

十二 その他

1 契約締結期限 平成十三年十一月二十二日

2 売買代金納入期限 請求書により指定する。

3 契約締結場所 熊本市水前寺六丁目五番十九号 熊本県住宅供給公社ビル三階

熊本県土地開発公社総務課

4 入札参加者は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、同法施行令、熊本県

財産条例（昭和三十九年熊本県条例第二十三号）、熊本県土地開発公社財務規程、熊

本県会計規則（昭和六十年熊本県規則第十一号）等を承知のうえ入札するものとする。

5 問い合わせ先 熊本県土地開発公社総務課

（電話〇九六―三八三―一〇〇―番）